

パブリックコメント手続
(条例第 19 条)

高松市パブリック・コメント手続要綱
(基本的な政策等に係る意見提出手続)

(目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画を促進し、もって公正で民主的な、開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(パブリック・コメント手続)

第2条 市の基本的な政策等の策定に当たり、当該策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、公表したものに対する市民等からの意見および情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、市民等から提出された意見等の概要および市民等から提出された意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続きをパブリック・コメント手続という。

(定義)

第3条 この要綱において「実施機関」とは、市長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、消防局長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会および固定資産評価審査委員会をいう。

2 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に事務所または事業所を有するもの
- (3) 本市の区域内に存する事務所または事業所に勤務する者
- (4) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有するもの
- (6) パブリック・コメント手続に係わる事案に利害関係を有するもの

(対象)

第4条 パブリック・コメント手続の対象となる市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる条例の制定または改廃に係る案の策定
 - ア 市の基本的な制度を定める条例
 - イ 市民生活または事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
 - ウ 市民等に義務を課し、または権利を制限する条例
- (2) 総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画（広く市民が利用する公共施設の整備計画を含む。）の策定または改定
- (3) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定または改定

(適用除外)

第5条 次に掲げるものについては、この要綱の規定は、適用しない。

- (1) 迅速もしくは緊急を要するものまたは軽微なもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会提出するもの
（政策等の案の公表等の方法）

第6条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前に相当の期間を設けて、政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的および背景を記載した資料
- (2) 政策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方および論点を記載した資料
- (3) その他政策等の案に関し参考となる資料

3 前2項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧および配布、インターネットを利用した閲覧の方法等により行うものとする。

（意見等の提出）

第7条 実施機関は、意見等の提出期間（政策等の案を公表した日以後原則として1月以上の期間で実施機関が定めるものとする。）および提出方法を政策等の案を公表するときに明示するものとする。

2 前項に規定する意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

3 意見等を提出しようとする市民等は、個人にあつては住所および氏名を、法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地を明示しなければならない。

4 実施機関は、意見を提出したものの氏名等の全部または一部を公表するときは、政策等の案を公表する時に、その旨を明示するものとする。

（意思決定に当たっての意見等の考慮）

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の決定を行ったときは、提出された意見およびこれに対する市の考え方ならびに当該政策等の案を修正したときは当該修正の内容およびその理由を公表するものとする。ただし、個人または法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるものについては、その全部または一部を公表しないものとする。

(意思決定過程の特例)

第9条 実施機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関および実施機関が設置するこれに準ずる機関が、第5条から前条までの規定に準じた手続（次条において「要綱に準じた手続」という。）を経て策定した報告、答申等に基づき、政策等の策定を行うときは、パブリック・コメント手続を行わないで政策等の策定の意思決定をすることができる。

(構想または検討段階のパブリック・コメント手続)

第10条 実施機関は、特に重要な政策等の策定に当たって広く市民等の意見を反映させる必要があると認めるものについては、構想または検討の段階で要綱に準じた手続を行うよう努めるものとする。

(一覧表の作成等)

第11条 市長は、パブリック・コメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、インターネットを利用した閲覧の方法等により常時市民等に情報提供するものとする。

2 前項の一覧表には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 案件名および公表日
- (2) 意見等の提出期間
- (3) 関係資料の入手方法および問い合わせ先

(その他の事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

No.	案件名	担当課	計画等策定日	意見等の提出期間		提示資料	提供方法	意見数	実施後の対応	計画修正の有無	修正なしの理由
1	宇野高松航路活性化再生連携計画(案)について	交通政策課	平成23年3月	平成23年2月1日(火)から 平成23年2月28日(月)まで	28日間	計画案 10P	■HP □広報紙 ■施設 □その他	899件	■HPで公表 ■審議会等に報告	□あり ■なし	計画書の修正についてはなく、施策全体および市の方針についての御意見であったため。
2	高松市男女共同参画センター移転整備についての基本的な考え方(案)について	企画課 男女共同参画推進室	平成23年3月	平成23年1月19日(水)から 平成23年2月18日(金)まで	31日間	基本的な考え方 6P	■HP □広報紙 ■施設 □その他	35件	■HPで公表 □審議会等に報告	■あり □なし	
3	高松市子ども未来館(仮称)基本構想(案)について	市民文化センター	平成23年5月	平成23年1月19日(水)から 平成23年2月18日(金)まで	31日間	基本構想案 15P	■HP ■広報紙 ■施設 □その他	122件	■HPで公表 □審議会等に報告	■あり □なし	
4	史跡高松城跡保存整備基本計画の改訂について	文化財課	平成23年3月	平成22年12月24日(金)から 平成23年1月23日(日)まで	31日間	基本計画案 66P 概要版2P	■HP □広報紙 ■施設 ■その他(市政記者 室資料提供)	7件	■HPで公表 ■審議会等に報告	■あり □なし	
5	高松市鳥獣被害防止計画(案)について	農林水産課	平成23年4月	平成23年3月1日(火)から 平成23年3月22日(火)まで	22日間	計画案 4P 資料1P	■HP □広報紙 ■施設 □その他	0件	□HPで公表 □審議会等に報告	□あり ■なし	意見を募集したが、0件であったため。
6	高松市美しいまちづくり基本計画(案)について	都市計画課	平成23年3月	平成23年2月21日(月)から 平成23年3月14日(月)まで	22日間	基本計画案 83P	■HP □広報紙 ■施設 □その他	2件	■HPで公表 □審議会等に報告	□あり ■なし	基本計画(案)の修正についてはなく、施策全体および今後の市の方針についての御意見であったため。
7	高松市水環境基本計画(案)について	企画課 水環境対策室	平成23年3月	平成23年1月17日(月)から 平成23年2月4日(金)まで	19日間	基本計画案 15P	■HP ■広報紙 ■施設 □その他	15件	■HPで公表 ■審議会等に報告	□あり ■なし	計画内容の修正についてはなく、施策全体および市の方針についての意見が大半であったため。
8	高松市自治と協働の基本指針(仮称)案について	地域政策課	平成23年3月	平成22年10月18日(月)から 平成22年11月10日(水)まで	24日間	基本指針案 12P	■HP ■広報紙 ■施設 □その他	12件	■HPで公表 ■審議会等に報告	■あり □なし	
9	高松市中央卸売市場の活性化に関するマスタープランについて	中央卸売市場業務課	平成22年12月	平成22年11月12日(金)から 平成22年11月25日(木)まで	14日間	マスタープラン案 23P	■HP □広報紙 ■施設 □その他	6件	■HPで公表 ■審議会等に報告	□あり ■なし	プランの修正に関する御意見等ではなく、市場の方針やイベント、PR等についての御意見等であったため。
10	高松市地球温暖化対策実行計画(案)について	環境総務課 地球温暖化対策室	平成23年2月	平成22年11月8日(月)から 平成22年11月30日(火)まで	23日間	実行計画案 68P	■HP ■広報紙 ■施設 □その他	2件	■HPで公表 □審議会等に報告	□あり ■なし	本実行計画の修正に関わるような意見ではなかったため。
11	都市計画制度の見直し(案)について	都市計画課	平成22年12月	平成22年10月18日(月)から 平成22年11月10日(水)まで	24日間	見直し案 34P	■HP ■広報紙 ■施設 □その他	13件	■HPで公表 ■審議会等に報告	□あり ■なし	20年、30年後の将来の都市像を見据えた都市計画の見直し案を示したが、提出された御意見は、将来を見据えた御意見ではなかったため。
12	高松市総合都市交通計画(案)について	交通政策課	平成22年11月	平成22年9月20日(月)から 平成22年11月10日(水)まで	52日間	計画案 114P 概要 32P	■HP ■広報紙 ■施設 ■その他	38件	■HPで公表 ■審議会等に報告	□あり ■なし	計画書の修正についてはなく、施策全体および市の方針についての御意見であったため。
13	高松市過疎地域自立促進計画(素案)について	企画課	平成23年3月	平成22年10月8日(金)から 平成22年10月21日(木)まで	14日間	計画素案 44P	■HP ■広報紙 ■施設 □その他	4件	■HPで公表 □審議会等に報告	□あり ■なし	計画書の修正についてはなく、施策全体および市の方針についての御意見であったため。
14	高松市持続可能な水環境の形成に関する条例について	企画課 水環境対策室	平成22年9月	平成22年7月21日(水)から 平成22年8月13日(金)まで	24日間	条例概要 1P 参考資料51 P	■HP ■広報紙 ■施設 □その他	11件	■HPで公表 ■審議会等に報告	□あり ■なし	条例の具体的な修正についてはなく、広く市の方針についての意見が大半であったため。
15	第2次高松市緑の基本計画(素案)について	公園緑地課	平成22年9月	平成22年6月10日(木)から 平成22年7月9日(金)まで	30日間	計画素案 181P	■HP □広報紙 ■施設 □その他	1件	■HPで公表 ■審議会等に報告	□あり ■なし	計画書の修正についてはなく、パブリックコメントの手法についての御意見であったため。

広聴機能（パブリックコメント）強化の課題と対応策【中間報告】

	現状と課題	対応策	備考
資料提示方法	<ul style="list-style-type: none"> 資料が膨大であるため、内容を把握することが難しい。 興味がわからない。(表現方法) 	<ul style="list-style-type: none"> 資料が多い場合は、対象事案の内容を、短時間で把握できるような事業の骨子・見出しなどとともに「概要版」を作成する。 計画を一括して掲載するのではなく、細分化（章ごとなど）し、掲載する。 関心をもつような副表題もつける。 	手続要綱 第6条第2項
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> 計画がほぼ決まった段階（議会の説明後）や策定直前に実施することが多く、意見が計画等に反映されにくい。 計画に対する意見ではなく、市の方針に対する意見が出され、計画自体への反映がされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状のパブリックコメントの実施時期以外に策定委員会等の委員募集の段階で、目的や背景などを示しパブリックコメントに準ずる意見募集を行い、会議資料として、その内容を公開し、計画策定に当たって反映させる。(正式なパブリックコメント以外に意見を求める機会を増やす。) 	手続要綱 第6条第1項 第10条
周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ、広報たかまつ等にパブリックコメント実施については、周知している。また、実施期間中は、資料をホームページに掲載しているほか、本庁・出張所等にチラシと計画書を配置しているが、施設の利用者やホームページにアクセスしなければ、計画書案を見ることができない。 パブリックコメント自体の理解が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの実施予定時期を年度当初にホームページに掲載する。 計画の関係者・関係団体・学校などに実施について、直接、情報提供する。 携帯サイトに募集ページを作成し、携帯電話からも提出できるようにする。 各種広報媒体を通じたパブリックコメント制度の周知を行う。 	手続要綱 第6条第3項 第7条第2項

見直し後のパブリック・コメントの流れ

